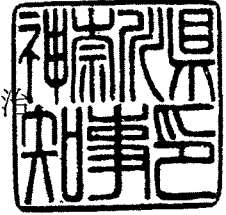




企支第2026号
令和元年11月15日

親事業者各位

神奈川県知事 黒岩 祐浩



下請取引の適正化について（依頼）

県行政の推進につきまして、日頃より多大な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であるとの問題意識の下、平成28年12月に関係法令の運用強化が行われ、「下請代金支払遅延等防止法の運用基準」及び「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正が行われました。

また、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。その中で、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を示した「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」において、取引先の生産性向上等への協力が挙げられており、親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努めることになっています。

貴事業所におかれましては、これまでも下請取引の適正化等に御協力いただいているところですが、これらの改正基準を御確認いただき、下請取引を行う際には引き続き下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法に基づく振興基準、並びに、消費税転嫁対策特別措置法等を遵守し、適正な価格設定がなされるよう御留意ください。併せて、県内下請中小企業への発注企業側の残業規制・人手不足のしわ寄せで受注側の生産性悪化に至らぬよう御配慮いただくことをお願いいたします。また、台風第15号により被災した県内中小企業との取引について、十分な御配慮をよろしくお願いいたします。

（添付資料）

- ・「下請取引適正化推進月間」の実施について

問合せ先

産業労働局中小企業部中小企業支援課
団体指導グループ 上垣
電話 (045)210-5553(直通)